

摂津市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年摂津市条例第33号)第4条第1項の規定により、下記のとおり本市の人事行政の運営等の状況を公表する。

令和 6年 1月 17日

摂津市長 森山 一正

記

摂津市人事行政の運営等の状況

1 任免及び職員数の状況

(1)採用退職の状況(令和4年度 単位:人)

職種	採用	退職
事務系	30	22
技術系	18	15
消防職	7	6
教育職	4	6
計	59	49

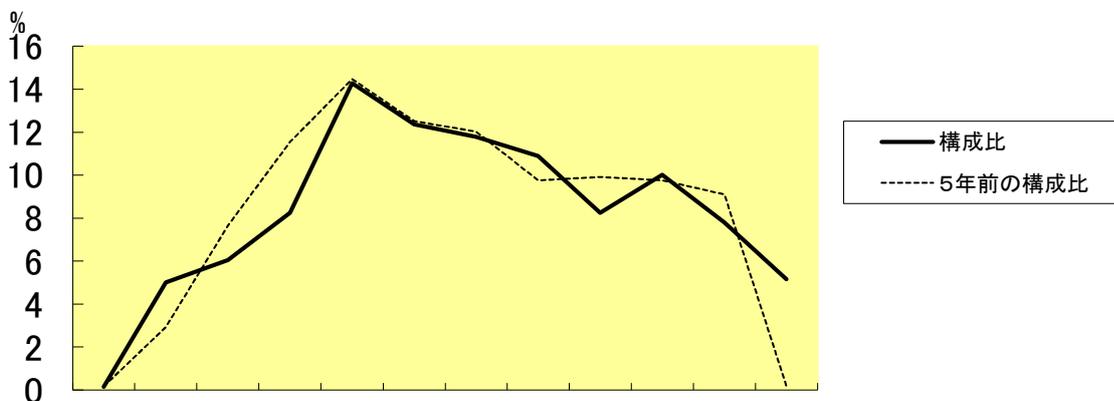
(2)部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部門	区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由
		令和5年	令和4年		
普通 会計 部門	議会	5	5	0	
	総務企画	119	113	6	新規採用・他部門からの異動
	税務	39	38	1	新規採用
	民生	130	121	9	新規採用・他部門からの異動
	衛生	63	67	△4	機構改革
	労働	1	1	0	
	農林水産	3	3	0	
	商工	4	4	0	
	土木	70	72	△2	退職
	計	434	424	10	<令和4年4月1日 参考> 人口1万人当たり職員数 47.53人
教育部門		66	63	3	新規採用・他部門からの異動
消防部門		103	102	1	新規採用
小計		603	589	14	<令和4年4月1日 参考> 人口1万人当たり職員数 65.64人
会計 部門 等	水道	30	34	△4	民間委託
	下水道	14	13	1	他部門からの異動
	その他	32	30	2	新規採用・他部門からの異動
	小計	76	77	△1	
合計		679 [ 849 ]	666 [ 849 ]	13 [ 0 ]	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。  
2 [ ]内は、条例定数の合計である。

(3)年齢別職員構成の状況(令和5年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	1人	34人	41人	56人	97人	84人	80人	74人	56人	68人	53人	35人	679人

(4) 等級及び職制上の段階ごとの職員数(令和5年4月1日現在)

一般職給料表(一般職の職員の給与に関する条例第3条第1項の給料表)

等級	基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	定型的又は補助的な業務を行う職務	21	3.1	主事補	1	181	26.7	係員
				技師補	2			
				消防士	15			
				保健師	3			
				計	21			
2級	高度の知識、技能又は経験を必要とする業務を行う職務	160	23.6	主事	95	181	26.7	係員
				技師	16			
				作業員	1			
				校務員	1			
				給食調理員	1			
				栄養士	4			
				保健師	4			
				保育教諭	9			
				心理士	4			
				消防士長	13			
				消防士	12			
				計	160			
3級	副主査又は副主任の職務	196	28.9	副主査	177	196	28.9	副主査・副主任級
				副主任	19			
				計	196			
4級	1 係長、総括主査、主査又は主任の職務 2 市立認定こども園の副園長の職務	146	21.5	係長	36	146	21.5	係長・主査主任級
				総括主査	15			
				主査	87			
				主任	3			
				副園長	5			
				計	146			
5級	主幹の職務	36	5.3	主幹	36	36	5.3	主幹級
				計	36			
6級	1 市長部局、教育委員会事務局、消防本部又は消防署の課長代理の職務 2 事務局の局次長代理の職務 3 農業委員会事務局の局長代理の職務 4 市立認定こども園の園長の職務 5 副参事の職務	42	6.2	課長代理	35	42	6.2	課長代理級
				局次長代理	2			
				園長	3			
				副参事	2			
				計	42			
7級	1 市長部局、教育委員会事務局、消防本部又は消防署の課長の職務 2 事務局の局次長の職務 3 農業委員会事務局の事務局長の職務 4 参事の職務	47	6.9	課長	39	47	6.9	課長級
				局次長	1			
				参事	7			
				計	47			
8級	1 会計管理者の職務 2 市長部局又は教育委員会事務局の部に置かれる次長の職務 3 消防本部の次長又は消防署の消防署長の職務 4 副理事の職務	18	2.6	次長	4	18	2.6	次長級
				会計管理者	1			
				副理事	13			
				計	18			
9級	1 市長部局の部長の職務 2 事務局の事務局長の職務 3 教育委員会事務局の教育次長又は部長の職務 4 消防本部の消防長の職務 5 理事の職務	13	1.9	部長	7	13	1.9	部長級
				市長公室長	1			
				局長	2			
				消防長	1			
				理事	2			
				計	13			
合計		679	100.0					

2 人事評価の状況

区分	内容
評価期間	毎年度、上半期(4/1~9/30) 下半期(10/1~3/31)
評価対象者	全職員
評価項目	能力評価(職務遂行過程における能力の発揮状況)及び業績評価・目標管理(業務目標の達成度)
人事評価の給与反映	全職員について、能力評価を昇給に、業績評価・目標管理を勤勉手当にそれぞれ反映

### 3 給与の状況

#### (1) 給与制度や給与改定の内容など

職員の給与は、地方公務員法に定める給与決定の原則に基づき、生計費、国や他の地方公共団体の職員の給与、民間事業の従業者の給与などを参考にして定めています。給与の基本的な事項は、市議会の議決を経て「一般職の職員の給与に関する条例」などで定められています。

令和4年度は、人事院勧告に基づき、勤勉手当の支給月数の引き上げを行いました。

今後につきましても、給与水準の適正化と人件費の抑制に努めていきます。

#### (2) 人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (令和4年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和3年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
4年度	86,494	42,936,807	△ 29,658	6,228,413	14.5	13.5

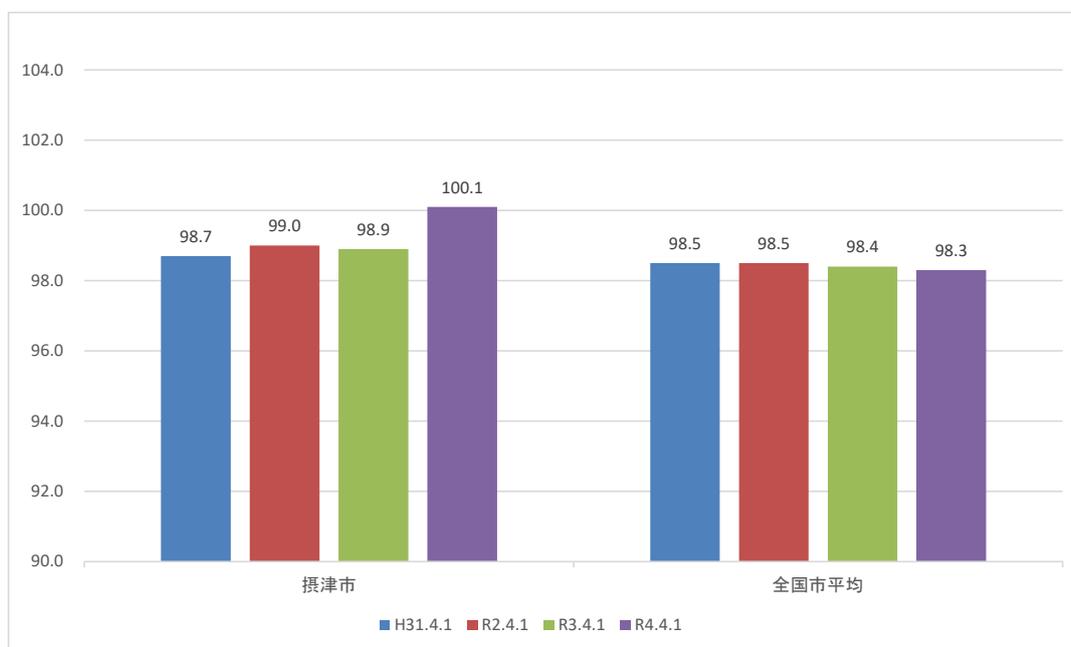
#### (3) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 A	給与				一人当たり 給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
	人	千円	千円	千円	千円	千円
4年度	正職員 566	2,122,483	640,461	876,489	3,639,433	6,431
	フルタイム会計年度任用職員 22	45,352	4,304	9,419	59,075	2,686

(注) 1 職員手当には退職手当・児童手当を含まない。

2 職員数は、令和4年4月1日現在の人数である。

#### (4) ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)



(注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。

(5) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和5年4月1日現在)

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
摂津市	40.6 歳	306,600 円	430,747 円	352,874 円
大阪府	41.1 歳	313,007 円	425,774 円	371,089 円
国	42.4 歳	322,487 円	- 円	404,015 円

②技能労務職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
摂津市	53.3 歳	355,200 円	412,288 円	389,167 円
大阪府	55.4 歳	294,219 円	366,071 円	339,963 円
国	51.2 歳	286,942 円	- 円	329,178 円

技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針について

【現状】

平成19年4月には、国の給与構造改革に伴い、給与水準を平均4.8%引き下げました。また、平成30年4月に職務の等級の見直しを行いました。職員数については、平成17年度から技能労務職員の採用を行わず、また、給食業務の一部民間委託を実施するなど職員の削減に取り組んでいます。

【今後の基本的な考え方】

技能労務職の職員数においては、退職者不補充を市の基本的な考え方とし、給与面については、国や府及び近隣他市の動向を踏まえながら諸課題について、調査検討します。

③教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
摂津市	43.5 歳	418,500 円	670,383 円
大阪府	39.2 歳	341,768 円	417,215 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和5年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

(6) 職員の初任給の状況(令和5年4月1日現在)

区 分		摂 津 市	大 阪 府	国	
一般行政職	大 学 卒	198,500 円	190,300 円	総合職	189,700 円
	高 校 卒	169,800 円	157,500 円	一般職	185,200 円
技能労務職	高 校 卒	169,800 円	163,033 円	-	円
	中 学 卒	154,600 円	- 円	-	円
教 育 職	大 学 卒	198,500 円	212,500 円	-	円
	高 校 卒	- 円	- 円	-	円

(注) 大阪府の技能労務職の初任給については、職種により基準額に幅を設けているため、職種別の初任給の平均額を記載している。

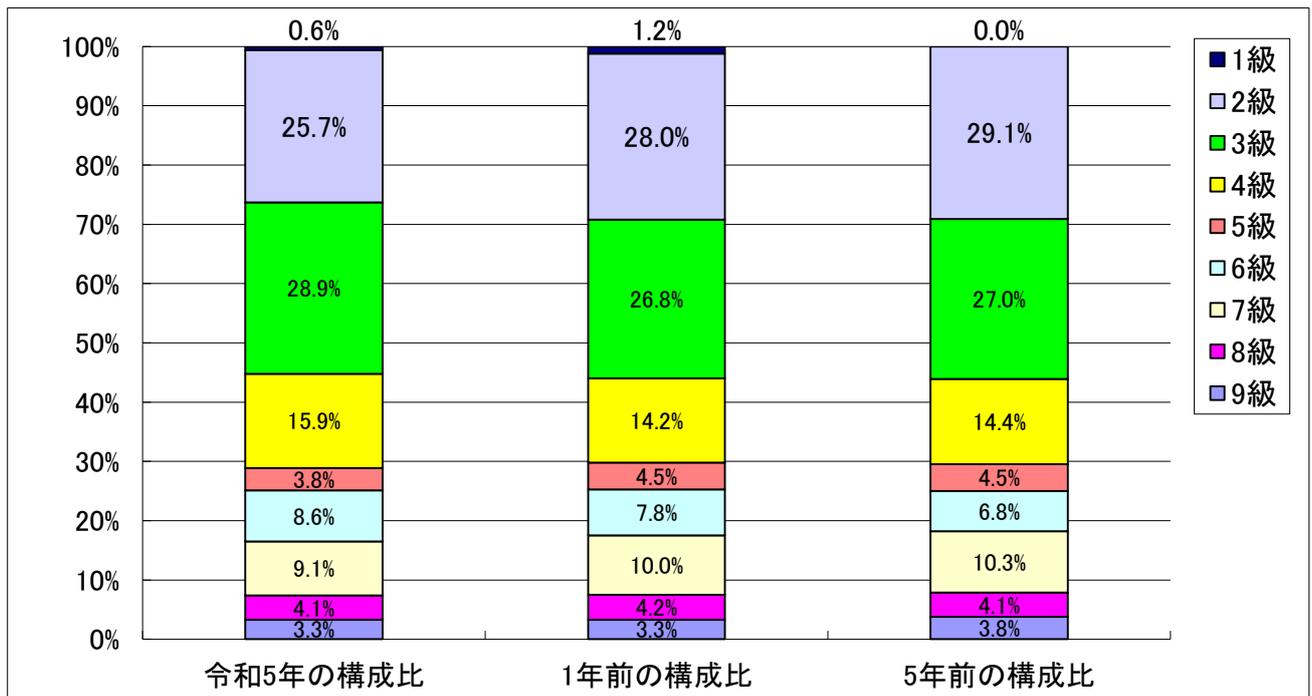
(7) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況(令和5年4月1日現在)

区 分		経験年数10年以上15年未満	経験年数15年以上20年未満	経験年数20年以上25年未満
一般行政職	大学卒	271,600 円	310,000 円	358,900 円
	高校卒	238,500 円	262,800 円	289,800 円
技能労務職	高校卒	- 円	- 円	- 円
	中学卒	- 円	- 円	- 円
教育職	大学卒	337,650 円	382,900 円	440,550 円
	短大卒	- 円	- 円	- 円

(8) 一般行政職の等級別職員数の状況(令和5年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1級	係員	2 人	0.6 %
2級		87 人	25.7 %
3級	副主査	98 人	28.9 %
4級	係長	54 人	15.9 %
5級	主幹	13 人	3.8 %
6級	課長代理	29 人	8.6 %
7級	課長	31 人	9.1 %
8級	次長	14 人	4.1 %
9級	部長	11 人	3.3 %

(注) 1 摂津市の給与条例に基づく給料表の等級区分による職員数である。  
2 標準的な職務内容とは、それぞれの等級に該当する代表的な職務である。



(9) 職員の手当の状況(令和5年4月1日現在 公営企業会計を除く全会計)

① 期末手当・勤勉手当

撰津市		大阪府		国	
1人当たり平均支給額(令和4年度) 1,542 千円		1人当たり平均支給額(令和4年度) 1,650 千円		-	
(令和4年度支給割合) 期末手当 2.40 月分 勤勉手当 2.00 月分 ( 1.35 ) 月分 ( 0.95 ) 月分		(令和4年度支給割合) 期末手当 2.40 月分 勤勉手当 2.00 月分 ( 1.35 ) 月分 ( 0.95 ) 月分		(令和4年度支給割合) 期末手当 2.40 月分 勤勉手当 2.00 月分 ( 1.35 ) 月分 ( 0.95 ) 月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5~20%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5~20% ・ 管理職加算 10~25%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5~20% ・ 管理職加算 10~25%	

(注) ( )内は、定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員に係る支給割合である。

② 退職手当

撰津市			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年早期退職特例措置 (2~20%加算)		その他の加算措置	定年早期退職特例措置 (2~45%加算)	
(退職時特別昇給)	なし				
1人当たり平均支給額	3,490 千円	22,113 千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和4年度に退職した職員に支給された平均額である。

③ 地域手当

支給実績(令和4年度決算)			140,108 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)			227 千円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
撰津市	6 %	619 人	6 %

④ 特殊勤務手当

支給実績(令和4年度決算)	39,139 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)	135 千円
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和4年度)	44.3 %
手当の種類(手当数)	7

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
市税等賦課徴収事務従事手当	実地調査・検査、徴収に従事する職員	市税等の賦課等に関する実地調査・検査、実地徴収	日額200円
衛生・一般廃棄物作業従事手当	薬剤散布、一般廃棄物収集・焼却、し尿処理、感染症患者若しくは疑いのある患者の救護、死獣処理に従事する職員	薬剤散布、一般廃棄物の収集運搬	日額600円
		感染症患者若しくは疑いのある患者の救護又は感染の恐れのある物件の処理	日額300円 (新型コロナウイルス感染症の患者又はその疑いがある者の救護に従事した場合は、3000円又は4000円)
		死獣処理	日額400円
土木・水路・公園維持作業従事手当	土木施設、公園等の維持補修及び管渠清掃作業に従事する職員	土木施設、公園等の維持補修及び管渠清掃作業	日額450円
消防業務従事手当	緊急出動に従事する職員	火災、救急現場への緊急出動	回300円
災害出動手当	当該活動に従事する職員	災害発生又は恐れのある場合の防災活動	日額300円
年末年始勤務手当	当該期間に従事する職員	年末年始休暇期間等に従事	日額平均時間外勤務手当単価の4時間分
社会福祉事務従事手当	社会福祉事務に従事する職員	福祉相談、指導保護などの業務	日額180円

⑤ 時間外勤務手当

支給実績(令和4年度決算)	203,804 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)	428,158 円
支給実績(令和3年度決算)	177,265 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和3年度決算)	382,861 円

⑥ その他の手当

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和4年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和4年度決算)
扶養手当	配偶者 6,500 円 子 10,000 円 その他扶養親族 6,500 円	同じ		70,344 千円	235,262 円
	16歳の年度始めから満22歳の年度末までの子1人につき5,000円加算 配偶者及びその他扶養親族について、次長級は3,500円、部長級は0円				
住居手当	借家・借間居住者 支給限度額 28,000 円	同じ	-	39,802 千円	288,415 円
通勤手当	交通機関利用者 支給限度額 55,000 円	同じ	-	67,519 千円	124,803 円
	交通用具利用者 支給限度額 31,600 円				
管理職手当	部長 80,000 円 理事 75,000 円 次長 65,000 円 副理事 60,000 円 課長 55,000 円 参事 50,000 円	異なる	国 俸給の特別調整額 として支給	69,727 千円	628,163 円
休日勤務手当	祝日、年末年始の休日に勤務 勤務1時間当たりの給与額の 135/100	同じ	-	37,288 千円	144,525 円
夜間勤務手当	午後10時～午前5時の間に勤務 勤務1時間当たりの給与額の 25/100	同じ	-	4,103 千円	50,027 円

(10) 特別職の報酬等の状況(令和5年4月1日現在)

区 分		給料月額等
給 料	市 長	900,000 円
	副市長	770,000 円
	教育長	700,000 円
報 酬	議 長	620,000 円
	副議長	570,000 円
	議 員	535,000 円
期 末 手 当	市 長 副市長 教育長	(令和4年度支給割合) 3.95 月分
	議 長 副議長 議 員	(令和4年度支給割合) 3.95 月分
退 職 手 当	市 長 副市長 教育長	(算定方式) 90万円 × 在職月数 × 0.4 77万円 × 在職月数 × 0.25 70万円 × 在職月数 × 0.2
	備 考	

4 勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の状況(本庁などの場合)

項 目	内 容
勤務時間	8時45分～17時15分(休憩時間 12時00分～12時45分)
休 日	土・日曜日、国民の祝日・休日、年末年始(12月29日～1月3日)

(2) 年次有給休暇の取得状況(令和4年4月1日～令和5年3月31日)

総付与日数	総取得日数	対象職員数	平均取得日数	取得率
10,573日	3,947日	292人	13.5日	37.3%

※対象職員は市長部局に勤務する非現業の一般職員です。

(3) 休暇の種類

種 類	内 容	付与日数(1年度)
年次有給休暇	—	20日(翌年度に限り、残日数を繰越可能)
選挙等公民権行使休暇	職員が選挙権その他公民としての権利を行使する場合で、公務の都合で期日前投票等にも行けないことが明らかな場合等	必要と認められる日又は時間
裁判員、証人等としての出頭休暇	職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合	必要と認められる日又は時間
ドナー休暇	職員が骨髄液の提供希望者としてその登録の申出を行い、又は骨髄移植のため骨髄液を提供する場合で、必要な検査や入院、往復に要する期間等	必要と認められる期間
ボランティア休暇	職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動を行う場合	一の年度において5日の範囲内の期間
結婚休暇	職員が結婚する場合	連続する5日の範囲内の期間
生理休暇	女子職員が生理のため勤務することが著しく困難である場合	1回につき連続する2日の範囲内の期間
出生サポート休暇	不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合	1年度において5日の範囲内の期間 ただし、体外受精及び顕微授精に係る通院等である場合にあっては、10日の範囲内
妊娠障害休暇	妊娠中の女子職員が妊娠障害のため勤務することが著しく困難である場合	5日の範囲内の期間
通院休暇	妊娠中又は出産後1年以内の女子職員が、医師等の保健指導又は健康診査を受ける必要がある場合	妊娠満23週までは4週間に1回、妊娠満24週から満35週までは2週間に1回、妊娠満36週から出産までは1週間に1回、出産後1年まではその間に1回につき通院に必要と認められる時間
妊娠者の通勤緩和休暇	妊娠中の女子職員が、通勤途上における交通の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合	1日の勤務時間の始め又は終わりのいずれかにおいて1時間以内の時間
産前産後休暇	女子職員が出産する場合	出産の予定日を起算日とする8週間前の日から出産の日の翌日を起算日とする8週間後の日までの期間
育児時間休暇	生後1年に達しない子を育てる職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合	1日1回1時間以内又は1日2回それぞれ30分以内の時間
出産補助休暇	職員が妻の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合	2日の範囲内の期間
育児参加休暇	職員の妻が出産する場合	5日の範囲内の期間
子の看護休暇	小学校就学の始期に達しない子を養育する職員が、その子の看護のため勤務しないことが相当であると認められる場合	5日の範囲内の期間(2人以上の場合は10日の範囲内の期間)
短期介護休暇	要介護者の介護その他の市長が定める世話をを行う職員が、当該世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる場合	5日の範囲内の期間(2人以上の場合は10日の範囲内の期間)
服喪休暇	職員の親族が死亡した場合	続柄に応じて付与(最大7日の範囲内の期間)
祭祀休暇	職員が父母、配偶者又は子の追悼のための特別な行事のため勤務しないことが相当であると認められる場合	1日
夏季休暇	職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合	5日の範囲内の期間
長期在職休暇	在職期間が10年、20年又は30年に達する職員が心身の活力の維持及び増進を図るため勤務しないことが相当であると認められる場合	在職期間に応じて付与 10年3日、20年5日、30年5日の範囲内の期間
感染症予防法による休暇	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第33条の規定による交通の制限又は遮断のため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	必要と認められる日又は時間
災害等休暇(住居滅失)	地震、水害、火災その他の災害により、職員の現住所が滅失した場合、又は当該職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な食料等を確保する必要がある場合で、職員が勤務しないことが相当であると認められる場合	原則として連続する7日の範囲内の期間
災害等休暇(通勤困難)	地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合	必要と認められる日又は時間
災害等休暇(危険回避)	地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等に際して、職員が通勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	必要と認められる期間

5 休業の状況

(1) 育児休業の状況(令和4年4月1日～令和5年3月31日)

	男性	女性
新規取得	9人	12人
前年度継続	1人	12人

(2) 介護休暇の状況(令和4年4月1日～令和5年3月31日)

	男性	女性
1月を超え3月以下	0人	0人
3月を超え5月以下	0人	0人
5月超え	0人	0人

## 6 分限及び懲戒の状況(令和4年4月1日～令和5年3月31日)

分限処分とは公務能率の維持を目的に職員になされる処分であり、一方、懲戒処分は職員の義務違反に対するものや全体の奉仕者にふさわしくない非行のあった場合になされる処分です。

### (1)分限処分の状況

処分人数	降任	免職	休職	降給
勤務成績不良	0人	0人	0人	0人
心身の故障	0人	0人	18人	0人
職に必要な適格性の欠如	0人	0人	0人	0人
その他	0人	0人	0人	0人

### (2)懲戒処分の状況

処分人数	戒告	減給	停職	免職
法令違反	0人	0人	0人	0人
職務上の義務違反	0人	0人	2人	0人
全体の奉仕者としてふさわしくない非行	0人	0人	0人	0人

## 7 サービスの状況

### 営利企業への従事等の制限に関する許可等

地方公務員法第38条第1項の規定により営利企業への従事等が制限されていますが、任命権者の許可を受けた場合においては、営利企業への従事等が認められています。

年度	件数
令和4年度	26件

## 8 退職管理の状況

地方公務員法第38条の2第8項及び第38条の6第2項に基づき、職員の退職管理の適正化を図っています。再就職者は、退職後2年間、契約や処分に関して、元の職場への働きかけを禁止しています。また、退職後に営利企業等に就職した場合、再就職の届出を義務付けています。

	部長級	次長級	課長級	合計
退職者数	3人	2人	1人	6人
本市以外の法人等への再就職者数	0人	0人	0人	0人
内訳	外郭団体	0人	0人	0人
	地方独立行政法人	0人	0人	0人
	その他	0人	0人	0人
本市への再就職者数(再任用等)	3人	0人	0人	3人
再就職しなかったものの数	0人	2人	1人	3人

## 9 研修の状況

研修種別	研修数	代表的な研修	参加人数
基本研修(市主催)			1,286人
管理職員・監督職員研修	6	人事評価研修、部下育成研修、メンタルヘルス研修	
一般職研修	22	新規採用職員研修、地方自治法研修	
専門職員等研修	5	技能労務職員研修、認定こども園職員研修	
労働安全衛生研修	2	メンタルヘルス研修	
派遣研修	91	政策形成実践研修、安全運転管理者等講習会	182人

## 10 福祉及び利益の保護の状況

地方公共団体は、地方公務員法第42条の規定により、職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項について計画を樹立し、これを実施することが義務付けられています。主な事業内容は次のとおりです。

### (1)福利厚生事業

#### ① 摂津市職員厚生会

互助共済の精神に基づき、職員の共助制度を確立し実施することにより、会員の福利増進、生活の向上を期し、もって執務の公正、能率化を増進することを目的に、職員の福利厚生を外部委託する委託事業、職員の健康管理補助事業等の実施

#### ② 大阪府市町村職員共済組合

退職・障害・遺族年金の支給、介護・育児休業給付の支給及び貸付事業等の実施のほか、職員やその扶養家族の病気、けが、出産、死亡などのときに対する保険給付、疾病予防及び健康増進を目的に行う保健事業等の実施

### (2)健康管理事業

#### ① 健康診断の実施

定期健康診断、昼夜変則勤務職員健康診断、腰痛・頸肩腕障害特別検診等の実施

#### ② 健康相談の実施

定期健診・人間ドックの受診結果に基づき、指導及び相談等を実施

## 11 公平委員会の業務の状況

### (1)勤務条件に関する措置の要求の状況

0件

### (2)不利益処分についての審査請求の状況

0件